

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日： 令和6年12月4日

評価機関	名 称	公益社団法人広島県社会福祉士会
	所 在 地	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年7月1日
	訪 問 調 査 日	令和6年9月13日
	評価結果の確定日	令和6年11月11日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	もみのき保育園井口園	種 別	保育		
事業所代表者名	理事長 西村恵美子	開設年月日	平成31年4月1日		
設置主体	社会福祉法人丘の上福祉会	定 員	115人	利用人数	106人
所 在 地	広島県広島市西区井口5丁目24-22				
電話番号	082-208-5102	F A X 番号	082-208-5103		
ホームページアドレス	https://mominoki-hoikuen.com/en/inokuchi				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）			事業所の主な行事など		
0歳児から5歳児の保育			4月 入園式	11月 町内会合同消防訓練	
延長保育			6月 個人懇談	12月 クリスマス会	
一時預かり保育			7月 プラネタリウム鑑賞	2月 生活発表会	
			8月 交通安全教室	3月 お別れ遠足・卒園式	
			9月 運動会	毎月 誕生日会・身体測定・消防訓練	
			10月 遠足		
居室の概要			居室以外の施設設備の概要		
1階 乳児室1 106㎡	2階 保育室5 183㎡		1階 厨 房	2階 洗濯室 1	
保育室3 38㎡	遊戯室1 30㎡		食品庫 1	シャワー室 1	
相談室 30㎡	事務室1 15㎡		収納室 1	幼児用トイレ 14	
事務室1 15㎡	医務室1 15㎡		幼児用トイレ 7	倉 庫 1	
更衣室・休憩室 20㎡			調乳室 1	その他 カタツムリ図書館（別棟）	
			沐浴室 1	園庭 348㎡	

職員の配置

職 種	人 数(常勤)	職 種	人 数(常勤)
園長	1 (1)	事務(園長・副園長兼務)	2
副園長	1 (1)	知育担当保育士	4 (0)
主任保育士	1 (1)	保育補助	4 (0)
副主任保育士	1 (兼務)	嘱託医	1 (0)
保育士	25 (14)	嘱託歯科医	1 (0)
調理員（委託）	4 (1)		
栄養士（委託）	1 (1)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

もみのき保育園井口は、社会福祉法人「丘の上福祉会」の第二番目の保育園として2019年に開園されました。園の保育理念は、「こどもたちのより良い環境(人的・物的)づくりを常に考え、最善を目指す」「子育てを通じ、地域及び社会に貢献する」の二つで、理念の実現を目指して日常の保育に取り組まれています。

園は広島市西区の最寄りの電停から徒歩7分のところにあり、施設は新しく明るく、運営には安全面や保護者の利便性の向上、保育業務の効率化を目指しIT化が図られています。園庭は手狭の感がまぬがれませんが、園内にあるホールや桟敷デッキ、近隣の公園等を日常的に有効活用されています。また、園の敷地内にある3000冊の絵本を擁する絵本図書館「かたつむりの家」は地域に開放されており、地域地域資源として活用されており、地域の保育園としての運営を心がけておられます。

地域の子育て支援の拠点として、「きんさい保育事業」や「わかばパパママ応援教室」を月1回開催し、子育て支援を行われています。

◎特に評価の高い点

園をスタートされるにあたり、同一法人下の既設園の職員の意見を参考にして施設整備に反映し、園庭が手狭なところを近隣の複数の公園を活用するなど施設自体の設備・構造や運営に工夫が凝らされており、また、保護者の意向を把握するため、運動会、発表会、給食などアンケートを都度実施されているほか、ノンコンタクトタイム(保育と並行しながら事務を行うのではなく、園児と離れて事務に集中することで事務の効率化・保育への集中を図る)の導入を図る等、ソフト、ハード両面でより良い保育を目指して意欲的に取り組んでおられる姿勢が伺えました。

また、敷地内にある絵本図書館を地域に開放し、絵本の読み聞かせ等のイベントも実施され、運動会に町内会を招待され、コロナ前はお祭りに参加される等、地域との関係を大切にされていました。

保育内容では、知育や異文化交流、体操教室など多彩なプログラムを展開され、保護者から高い評価を得ています。

園庭に遊具はありませんが、近くに公園が数カ所あり、地の利を利用して子どもたちと遊びに出かけることで社会とのふれあいがあります。地域貢献の一環として、園児とともに公園のごみ拾いを行われています。

園では、子どもたちの主体性を大切に保育を目指しておられ、子どもの意志を尊重した遊びと学びを実践されています。日々の活動の様子は動画アプリの配信や、写真や言葉で記録するドキュメンテーションを、各クラスの廊下壁面に週2回掲示して保護者と共有されています。

◎特に改善を求められる点

・開園してまだ5年目ではありますが、重要事項説明書や事業計画、入園のしおりなどの関連性の観点から、項目、記載方法、順番など記述的に整理の必要な部分が見受けられました。

・個人情報の取扱や情報開示手続きについては、重要事項説明書に記述されていますが、規程の整備をされることをお勧めします。

・研修計画について、階層研修と専門研修、内部研修と外部研修の関係性など研修全体の体制を分かりやすく整理されることをお勧めいたします。

・指導や助言が日々の保育に活かされているかの確認も含めて、職員の悩みや課題、仕事やその他の希望や思いを把握するためにも、職員アンケートを実施してはいかがでしょうか。

・現在、保護者対象の給食試食会は行われていませんが、今後、実施されることを期待します。

・保護者間の交流や、保育の取り組みを知ってもらい信頼関係をより深めるためにも、保育参観や保護者懇談会の開催を検討してはいかがでしょうか。

・商業地域でもあり、近隣住民とのネットワークのが困難な面もあるかと考えますが、今後地域とのネットワークの構築と、警察や警備会社の協力を得て不審者対応マニュアルに沿った研修を実施されることを期待します。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

ご指摘のあった、法人理念を早速、入り口正面のホワイトボードに設置するとともに、職員で共有しました。「チームワークを大切にする」というものです。保護者や保育園に係る業者の皆さんと共に、職員全体で意識していきたいと思います。また、中長期計画の達成目標や数値目標も見えるように設置し、目標を明確にすることで職員に周知していきたいです。

人事・労務・財政についてはあえて管理職のみでの情報共有をしていた部分もあり、今後園全体の取組として職員にも共有していくことを検討したいと思います。職員の思いが把握できるよう、面談や職員アンケートの実施、保護者に対しても保護者間交流・懇談会等を開催、さらに地域とのネットワーク構築も検討していきます。

作成していなかった情報開示についての規定、記載がなかった重要事項説明書の転園・退園の申し出先については来年度から作成、記載できるよう早急に準備します。

的確なご指導、ありがとうございました。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	保育理念、保育方針の内容は整合性が取れ、職員の行動規範は具体的な内容となっています。 社会法人の理念は、法人下のもみのき保育園市場園、もみのき保育園井口の2園の職員参加で取組まれ、今年度策定されました。 保育理念、保育方針は、現時点では施設内に掲示されていませんでしたが、今年度策定された法人理念とともに掲載したプレートを現在作成中で、10月には園に掲載される予定ということでした。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 2-4	中長期計画は具体的に策定されており、計画の実施状況の把握・評価も毎年度行っておられました。今後は達成目標年度や数値目標の設置も検討されてはいかがでしょうか。 事業計画の内容の職員への周知については、職員会議や研修等に盛り込む等年間スケジュールの中に位置づけて確実に職員に伝える機会を確保されることをお勧めします。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	施設管理における幅広い法令知識の取得について、目指す目標を高く設定されて自己評価を厳しくされており、評価を変更しています。 職員面接は年2回行われており、人事評価とともに職員の要望・悩みを聞く場とされています。人事、労務、財務について職員の意識を高めるための取組は、研修や職員会議の中で定例の機会としては整理されておらず、今後の課題と認識されていました。
2 組織の运营管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	広島市社会福祉審議会へ参加される等で情報収集を図られているほか、今後近隣の企業や広島市公募型オープンスペースとして別場所で展開している子育て広場「もみのき」等を活用されることを考えておられます。 経営状況については、毎月税理士事務所と問題点や取り組みについて意見交換を行っておられます。今のところ管理職のみの情報共有であるため、職員への周知の方法など、前項同様、今後の課題と認識されておりますので園として取り組む方法を検討されるのが望まれます。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	産休や育休でプラン通りに職員配置ができていない現実がありますが、職員の意向や就業状況を把握し、育休・産休等からの復帰を考慮し、時短正社員や限定社員等さまざまな勤務形態を工夫されています。 新人研修については、広島市や市保連、市保協と連携して行われており、今年度は見送られた新任のための担当者を付けることの復活を検討されています。園独自のカリキュラムの作成も提案いたします。 実習生の受け入れは毎年度積極的に行っておられます。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	緊急時マニュアルや事故防止マニュアル等が活用されており、ヒヤリハット事案は事の緊急性・重要性に応じ、即時または週1回の打ち合わせ会等で報告・共有されています。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	施設は、同一法人下で先に開園されたもみのき保育園市場園の職員からの意見を参考にホールや園庭への水道設置、保育年齢に応じて行き来できる保育室整備等工夫がされており、明るく快適で利便性に配慮したつくりとなっています。 トイレは男女共用になっていますが、年齢により性別に応じた使い方で運用されているようです。
	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	園の敷地内にある絵本図書館（かたつむりの家）を地域に開放しておられ、絵本の読み聞かせなども実施し、地域の方とつながる仕組みがあります。また、近隣の中高生の職場体験を積極的に受け入れておられ、評価を変更しています。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	広島市の地域共生社会実現計画策定会議へ参加される等、積極的に行政と意見交換をする場を持つことに努められています。情報開示については、重要事項説明書の中で説明があり、財務諸表等についてはホームページで公開されていますが、情報開示に関する規程は作成されていませんでしたので評価を変更しています。

3 適切な福祉サービスの実施	(1) 利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	人権を守るための虐待防止マニュアルは策定されていました。プライバシー保護については、重要事項説明書に注意書きがあるものの個人情報保護規程・マニュアルは整備されていませんでしたので評価を変更しています。 保護者アンケートが保護者からの意見を参考にしたい時などその都度行われており、その結果は保育室横の壁に張り出す形で報告されていました。 苦情に対しては迅速に対応され、その結果は当事者にフィードバックされています。苦情解決の体制は整備されていますが、市町村担当課など外部機関の窓口も記載に加えられることをお勧めします。
	(2) サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	今年度初めて第三者評価を受審されました。 虐待防止マニュアルなど各種マニュアルは担当のリーダーが毎年見直しをし、また国等からの通達があった時や課題が見つかった時などもその都度見直しがなされ、変更点はミーティングで周知するようにされています。 子どもひとり一人の記録の仕方、ミーティングの在り方、保育士ごとの軽減等については外部の研究機関に委託しアドバイスを受けています。保育記録の保管・保存・廃棄に関する規程は整備されていましたが、情報開示の手続きに関する規程が定められていませんでした。早期の対応が望まれます。
	(3) サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	保育サービスの内容は、一般にはホームページや広島市の公募型オープンスペース「もみのき広場」へ置いてあるチラシで情報提供されています。 保護者向けには園だよりが毎月発行されているほか、情報提供は日常的に行われており、評価を変更しています。入園のしおりは分かりやすく工夫されています。 重要事項説明書は分かりやすく整えられていますが、転園・退園の申出先については、対応は市町村がすることになっていることから記載されていませんでした。申し出先を記載されることを提案します。

Ⅳ. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	職員会議は毎週1回開催しています。全員参加が難しいため、参加できなかった職員は、伝達を受けたり記録を回覧されています。パート職員にはSNSを利用して伝え、全員共有を図られています。職員の課題や悩みなどには、園長や主任が対応されています。指導や助言が日々の保育に活かされているかどうかは不明と聞きました。 子どもに関する記録は統一した様式に記載されています。記録の記載方法は、引継ぎとともに主任やリーダーが毎月指導・助言されています。 記録は鍵のかかる書庫にて管理されており、パソコンにはパスワードが設定されています。◎指導や助言が日々の保育に活かされているかは不明と聞きました。その確認と共有も含めて、職員の悩みや課題、仕事やその他の思いを把握するためにも、職員アンケートを実施されてはいかがでしょうか。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	全体的な計画は、保育理念に基づき作成されています。全体的な計画に沿って各クラスごとの年間指導計画、月間指導計画を策定し、各クラス職員と園長、主任が評価・確認されています。 園では、子どもたちが共に行う行事や延長保育時に異年齢児の交流があります。また、「体操教室」や「知育」「異文化交流」「絵本とお話の日」が、毎月複数日あり、異年齢児が共に活動・交流しています。これらの活動日は園だよりで保護者に知らせておられます。 母国語や文化の異なる子どもの受け入れは、訪問日時点ではありませんでしたが、受け入れの体制は整っているとのことでした。 性差による固定的な役割分担や言葉、表現などは使用しないことを職員間で意識を共有し、実践されています。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	健康マニュアルに沿って子どもの健康状態を把握し、職員間で共有されています。体調悪化の場合や気づいたことは口頭やアプリ、電話を利用して保護者と情報共有されています。 乳児の生活の様子は、体温・食事量など連絡ノートやアプリで保護者に報告されています。 毎月一度、身長・体重測定を実施し、成長をグラフ化して保護者に知らせています。頭囲・胸囲は6か月ごとに測定しています。年2回の内科検診と、年1回の歯科検診の診断結果は書面にて保護者に知らせておられます。 給食は業者に委託されています。給食室は子どもたちが外から見えるように円形の窓があります。給食は、旬の野菜を使った料理や季節ごとに行事食を提供されています。誤嚥事故に配慮して食材は食べやすい大きさに調理してあります。食育計画があり、毎月1回、給食室と連携して食育を行われています。子どもたちは野菜の皮むきやピザ作りなどに挑戦しています。給食便りでは、季節の行事や文化、旬の野菜やその野菜を使ったレシピなどを紹介されています。 アレルギー除去食は、医師のアレルギー疾患指導票をもとに調理し、トレイの色を変えて誤配のないように確認しながら提供されています。 園で提供する食事は、毎日、サンプルを玄関に提示されています。 ◎現在、保護者対象の試食会は行われていませんが、実施に向けて検討されています。実施されることを期待します。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	園舎は3階建てでエレベーターが設置されています。1・2階が保育室。3階は倉庫になっています。2階にテラスがあり、シャワーや水遊びができます。園内は空調管理が行われ保育室は、明るく清潔で、室温も適切に保たれています。担当者を決めて、月1回、園内の設備点検を実施されています。 絵本や玩具は子どもたちが自ら選んで遊べるように、自由に取り出せる場所に置かれています。敷地内に絵本図書館が設置されており、園児・保護者のみでなく、週3回地域住民に開放されています。 園庭は、砂遊びやボール遊びなどはできますが、遊具は設置してありません。園児は近隣にある公園に出かけて遊んでいます。職員は遊ぶ前に、公園遊具の安全確認や衛生確認を行っています。猛暑の続いた今夏は、外出時に熱中症アラート計を持参し、警報が鳴った場合は15分以内に帰園し、水分補給を行うなど園児の健康管理に留意されています。 ◎園長は子どもたちが自発的に遊べる保育環境をより充実させたいと考えておられます。職員と話し合いながら実現されることを期待します。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	食中毒、感染症の予防と対応マニュアル、事故・天災・火災、不審者対応マニュアル、緊急時の保護者受け渡しマニュアルなど、多数整備されています。 保護者には毎月の給食便り、2ヶ月ごとに発行する保健便りで、感染症や体調管理について啓発されています。また、各クラス入口に季節ごとに注意すべき感染症予防について掲示し周知に努めておられます。 天災や事故、火災訓練、救命についての研修・訓練を実施されています。火災訓練は毎月実施しておられ、年1回、緊急時の避難先での保護者受け渡し訓練を行っています。 不審者対応については、警備会社と契約し安全対策を講じられています。 ◎近隣住民とのネットワークが不十分と伺いました。商業地域でもあり困難な面もあるかと考えますが、今後、地域とのネットワークの構築と、警察や警備会社の協力を得て、不審者対応マニュアルに沿った研修を実施されることを期待します。

3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	送迎時の保護者との会話や連絡帳を通して、子どもの日々の様子を伝えておられます。併せてSNSや動画配信などで状況を伝え、信頼関係の構築に努めておられます。また、活動の様子を写真や言葉で記録にするドキュメンテーションを、各クラスの廊下壁面に週2回掲示して保護者と共有されています。 園便りは、園での行事やお知らせなどを記載し、毎月、アプリで配信しておられます。また、2か月ごとの保健便りでは、注意すべき感染症や健康管理、交通ルール、救命方法など月ごとの情報を発信されています。園ではオムツサブスクを導入されており、希望の保護者は利用されています。 保護者からの相談には、職員とともに園長や主任が相談・助言をされながら対応されています。 現在、虐待の事例は確認されていませんが、虐待が疑われる場合には、関係機関と連携して対応されています。職員は全国保育士会の作成の、人権擁護のためのセルフチェックシート（子どもを尊重するために）を用いてセルフチェックを実施されています。 玄関に、意見箱が設置されており、行事後にはアプリを使用して保護者アンケートを実施し、意見を活動に反映するよう努められています。 ◎現在、保育参観や保護者懇談会は実施されていません。保護者間の交流や、保育の取り組みを知ってもらい信頼関係をより深めるためにも、保育参観や保護者懇談会の開催を検討されてははいかがでしょうか。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	食中毒、感染症の予防と対応マニュアル、事故・天災・火災、不審者対応マニュアル、緊急時の保護者受け渡しマニュアルなど、多数整備されています。 保護者には毎月の給食便り、2ヶ月ごとに発行する保健便りで、感染症や体調管理について啓発されています。また、各クラス入口に季節ごとに注意すべき感染症予防について掲示し、周知に努めておられます。 天災や事故、火災訓練、救命についての研修・訓練を実施されています。火災訓練は毎月実施しておられ、年1回、緊急時の避難先での保護者受け渡し訓練が行われています。 不審者対応については、警備会社と契約し安全対策を講じられています。 ◎ 近隣住民とのネットワークが不十分と伺いました。商業地域でもあり困難な面もあるかと考えますが、今後、地域とのネットワークの構築と、警察や警備会社の協力を得て、不審者対応マニュアルに沿った研修を実施されることを期待します。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに加わっておられませんが、子どもの発育に課題がみられる場合や問題が生じた場合などには、子ども家庭センターや療育センターなど専門機関を紹介するなどの支援が行われています。 年3回、小学5年生と交流する幼保小連携の日を設けておられます。1年担当の教師が園を訪れたり、年長児担当の職員が学校に出向き園児の様子を伝えるなど、就学に向けて連携されています。また、「きんさい保育事業」や、月一度「わかばパパママ応援教室」を開催されています。職員は地域の秋祭りに参加、協力されています。 園では、地域の公園が遊び場になっており、外出時に園児と職員で公園のゴミ拾いを行うなどの地域貢献が行われています。 一時保育を受け入れておられ、現在は、在園児と一緒に保育が行われています。落ち着いて過ごせるように、今後、一時保育担当者を決める計画をもたれています。 ◎地域の子育て支援に尽力されていますが、職員間での話し合いが不十分とのことですので、子育て支援のニーズをより把握するためにも、職員が定期的に話し合う場を持たれてははいかがでしょうか。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	B	B	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	B	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	B	○

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	B	B	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	B	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	B	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	○
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の 提案
-----	-----	----	------	-------	-----------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	C	B	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する 意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	B	B	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	C	○

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	B	○
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	○
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	○

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	D	D	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の 提案
-----	-----	----	------	-------	-----------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	C	B	○
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	B	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	B	○

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	B	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	C	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の 提案
-----	-----	----	------	-------	-----------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	—	—	

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	B	B	○
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	B	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	○

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	B	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	B	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	B	